

当ニュースレターは、RSM Global の英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

国際会計基準審議会 (IASB) の最新情報

当ニュースレターは、以下の日程で開催された IASB の会合における議論から生じた重要な事項の要約である。

- 2024 年 1 月 22 日～23 日
- 2024 年 2 月 19 日～22 日
- 2024 年 3 月 18 日～21 日

IASB によって公表された原文は[こちら](#)で確認することができる。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー

IASB は 2024 年 1 月 23 日に会合し、次のことについて議論した。

- 情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」に対するフィードバックの要約
- 本プロジェクトの次のフェーズに関する計画

IASB は何も決定を求められなかった。

2024 年 2 月の会合で、IASB は次のことを決定した。

契約中の履行義務の識別

フィードバックに対応して、IASB は、以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- 「別個の」財またはサービスという概念の適用
- 財またはサービスを移転する約束の識別
- FASB ASC TOPIC 606「顧客との契約から生じる収益」とのコンバージェンス

d) 契約中の履行義務の識別のその他の諸側面

IASB は、結論の根拠の BC105 項及び BC116K 項からの説明の一部を、IFRS 第 15 号の他の諸側面の考え得る明確化とともに基準書に追加すべきかどうかを、後日において議論することも暫定的に決定した。これらの説明は、上記(a)のいくつかの諸側面を明確化するのに役立つとともに、他の考え得る明確化と組み合わせ、基準設定を正当化するのに十分な IFRS 第 15 号の改善をもたらす可能性がある。

本人なのか代理人なのかの検討

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) サービス及び無形資産に対する支配の判定に関する事項を優先度低に分類し、この事項を次回のアジェンダ協議で検討する。

b) 以下に関する事項について、追加の行動をとらない。

- 支配の概念と B37 項における指標との関係の明確化
- 財又はサービスを中間業者を通じて販売する供給者の顧客の識別
- 本人なのか代理人なのかの判定を要する取決めにおける履行義務の識別
- 本人なのか代理人なのかの判定に関する開示要求の適用
- 本人なのか代理人なのかの判定のその他の諸側面

ライセンス供与

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- ライセンス更新の会計処理
- ライセンスの性質の判定
- ライセンス供与のガイダンスの範囲の決定
- 売上高または使用量ベースのロイヤルティの会計処理
- ライセンスに関するその他の諸側面

取引価格の決定

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項についてこれ以上の措置をとらないことを暫定的に決定した。

- a) 変動対価
- b) 売上高ベースの税金
- c) 非資金対価
- d) 取引価格の決定に関するその他の諸側面

IASB はまた、顧客に支払うべき対価に関する事項についても議論した。IASB は何も決定を求められなかった。

収益の認識時期の決定

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項についてこれ以上の措置をとらないことを暫定的に決定した。

- a) 支配の概念の適用と、長期にわたる収益の認識基準
- b) 履行義務が長期にわたって充足された場合の進捗状況の測定
- c) 収益認識の時期の決定に関するその他の諸側面

開示要件

フィードバックに対応して、IASB は、以下に関する事項についてこれ以上の措置をとらないことを暫定的に決定した。

- a) 一部の開示要求事項のコストと利益のバランスに関する回答者の懸念
- b) 開示情報の品質のばらつき
- c) 開示要件のその他の諸側面

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー

財務活動から生じた負債についての調整表

IASB は、財務活動から生じた負債について財政状態計算書における期首残高と期末残高との間の調整表を開示することを SMEs に要求するという公開草案における提案を最終確定することを暫定的に決定した。

農業：果実生成型植物

IASB は、公開草案における果実生成型植物についての提案を最終確定することを暫定的に決定した。しかし、IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の第 34 章「専門的活動」は、果実生成型植物のうち、当初認識時及び継続的に、過大なコストや労力を伴わずにそれらに係る生産物と区分して測定できるものには適用しない旨を明確化することを暫定的に決定した。

金融資産の減損

IASB は、SME のうち信用リスクに対する重大なエクスポージャーを有する小集団について、次のことを暫定的に決定した。

- a) IASB の合致アプローチの関連性原則は満たされている。
- b) 当該集団は、主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供している SMEs として定義される。
- c) 当該集団は予想信用損失モデルを適用することを要求される。

これら 3 つの暫定的な決定を踏まえ、IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a) 主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供していない SMEs に対し、引き続き発生損失モデルを使用して金融資産の減損を測定することを要求する。
- b) 主要な活動の 1 つとして顧客へのファイナンスを提供している SMEs に対し、IFRS 第 9 号「金融商品」における簡素化したアプローチに合わせた予想信用損失モデルを適用して金融資産の減損を測定することを要求する。

第 20 章「リース」と IFRS 第 16 号「リース」

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準を IFRS 第 16 号「リース」に合わせることを IFRS for SMEs 会計基準の次回の包括レビューで検討することを暫定的に決定した。

第 9 章「連結及び個別財務諸表」の修正案

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a) 基準の 9.23 項(b)を削除する。これは、親会社が他の企業に対する議決権の過半数を所有していない場合に、支配が存在

していると結論を下した根拠を開示することを SME に要求しているものである。

b) 基準の 8.6 項に、経営者が SME の会計方針を適用する過程において行う可能性があり、財務諸表に認識される金額に最も重大な影響を与える判断の種類を例示を追加する。

第 19 章「企業結合及びのれん」の修正案

IASB は、公開草案で提案した基準の第 19 章の修正（以下を含む）を進めることを暫定的に決定した。

- a) IFRS 第 3 号「企業結合」に示されている段階的に達成される取得（段階取得）についての要求事項を導入すること
- b) 被取得企業に対する非支配持分の測定について公正価値オプションを導入しないこと
- c) 事前に存在していた関係から生じた再取得した権利に関しての IFRS 第 3 号の B36 項及び B53 項の適用指針を含めないこと

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案-再審議のトピック

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a) 次の場合に SME が契約の条件変更を独立した契約として会計処理するという選択肢の提案を撤回する。
 - i. その条件変更で、既存の契約で約束した財又はサービスとは別個のものである追加の財又はサービスがあることにより、既存の契約の範囲が増大する。かつ、
 - ii. その条件変更で、追加の財又はサービスについての企業の独立販売価格及び当該契約の状況を反映するための当該価格の適切な調整を反映する対価の金額だけ、既存の契約の価格が増加する。
- b) あるオプションが、重要性がある権利を顧客に提供し、そのことによる影響が個々の契約に対して重大である場合に、SME が当該オプションを独立した契約として会計処理することを要求するという提案を撤回する。

c) 顧客との契約の獲得の増分コストを SME が回収すると見込んでいる場合に、当該コストを資産として認識することを当該 SME に要求するという提案を撤回する。

その代わりに、IASB は SME 次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a) 次の場合には、契約の条件変更を独立した契約として会計処理する。
 - i. その条件変更で、既存の契約で約束した財又はサービスとは別個のものである追加の財又はサービスがあることにより、既存の契約の範囲が増大する。かつ、
 - ii. その条件変更で、追加の財又はサービスについての企業の独立販売価格及び当該契約の状況を反映するための当該価格の適切な調整を反映する対価の金額だけ、既存の契約の価格が増加する。
- b) SME が過大なコストや労力を掛けずに行うことができる場合には、重要性がある権利を顧客に提供するオプションを独立した履行義務として会計処理する。

c) 顧客との契約の獲得のコストを発生時に費用として認識する。

IASB は、SME に次のことを要求する提案を確認することを暫定的に決定した。

- a) 別個の財又はサービス（あるいは財又はサービスの束）を移転するそれぞれの約束を識別する。
- b) 変動対価に関連した不確実性が解消される際に、変動対価の金額が支払われるべきものとなる可能性が非常に高い範囲でのみ、変動対価の金額を取引価格に含める。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a) 基準における非資金対価の記述に「バーター」という用語を含める
- b) 基準に次のものを別々に含める
 - i. SME が非資金対価の公正価値を測定するという要求
 - ii. 非資金対価の公正価値を測定するという要求の免除

c) 独立販売価格の見積り方法に関するガイダンスを基準には含めないが、このガイダンスを基準に関する教育的資料に含める。

d) 基準において、SME が変動対価を配分するという要求を、SME が割引を配分するという要求と結合させる。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」改訂案-再審議のトピック

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 公開草案第 23.38 項(a)～(c)の状況のいずれかに当てはまる場合、SME は本人であるという提案を撤回する。

b) 次のいずれかの場合に製品保証を独立した約束として会計処理することを SME に要求するという提案を撤回する。

- i. 顧客が製品保証を独立して購入するオプションを有している。
- ii. 製品保証又は製品保証の一部が、製品が合意された使用に準拠しているという保証のほかに、顧客にサービスを提供している。

その代わりに、IASB は次のことを SME に要求することを暫定的に決定した。

a) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における諸原則及び支配の指標に基づく要求事項を適用して、SME が本人なのか代理人なのかを判定する。

b) 顧客が製品保証を独立して購入するオプションを有している場合にのみ、製品保証を独立した約束として会計処理する。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 顧客が資産に対する支配を獲得するかどうかを評価しようとしている SME に対して、当該資産を買い戻す合意があればそれを考慮することを要求する。

b) IFRS for SMEs 会計基準において、SME が資産を買い戻す義務又は権利を有している場合には、顧客は当該資産に対する支配を獲得しない旨を定める。

c) 顧客との契約から生じる買戻し契約を SME がどのように会計処理するのかを定める要求事項を IFRS for SMEs 会計基準に含めない。

d) 公開草案の 23.119 項から 23.120 項で提案している未行使の権利の会計処理についての要求事項を撤回する。

e) 契約資産及び債権を区分して表示することを SME に要求する提案を確認する。

f) 公開草案の 23.27 項(a)、(c)及び(d)における要件を適用して、SME が約束を充足するのは一定の期間にわたってなのか一時点でなのかを判定することを SME に要求する提案を確認する。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」改訂案-追加の代替的な簡素化

IASB は、顧客との契約を履行するために生じるコストから認識した資産の回収可能価額を SME が見積るという要求を記述するために、「顧客の信用リスク」の代わりに「回収可能性」という用語を使用することを暫定的に決定した。

「公的説明責任のない子会社：開示」

IASB は、公開草案「公的説明責任のない子会社」で提案されている開示要求事項の一部について会合を開催した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 公開草案の第 106 項(d)の規定案を撤回すること

b) 公開草案の第 96 項、第 100 項(e)、第 106 項(f)、第 147 項(c)及び第 191 項の要求事項案を修正し、これらの要求事項案の削減版である IFRS 会計基準の開示要求事項で使用されている文言と整合させる。

c) IFRS 第 16 号「リース」の第 58 項に基づく開示要求を追加する。

新しい PFS 基準書からの開示要求

IASB は、キャッチアップ公開草案において、公表予定の PFS 基準書から生じる子会社基準書における開示要求の以下による修正を提案することを暫定的に決定した。

a) 経営者が定義した業績指標に関する要求事項を、公表予定の PFS 基準書における要求事項への参照で置き換える。

b) 非流動負債に関する開示要求から開示目的を削除する。

IASB は、キャッチアップ公開草案において、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」から公表予定の PFS 基準書に引き継がれる予定の開示要求を修正することを提案しないことを決定した。IASB は公表予定の子会社基準書の開発時にそれらをすでに検討したからである。

料金規制対象活動 (RRA)

規制上の合意の境界

公開予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 財又はサービスを供給する権利が不確定の期間にわたって存在する可能性があることを認識する。

b) 財又はサービスを供給する強制可能な権利を有する企業は、未回収又は未履行のキャッシュ・フローを、企業が次のいずれかを有している規制資産又は規制負債の測定に含めるという要求を盛り込む。

i. 請求する将来の規制料金に金額を加算又は減算することによって、回収する強制可能な権利又は履行する強制可能な義務

ii. 合意の終了時に補償を受け取る強制可能な権利又は補償を支払う強制可能な義務

IAS 第 36 号の改訂

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 規制資産を IAS 第 36 号の範囲から除外するという提案を維持する。

b) IAS 第 36 号の第 43 項及び第 79 項の修正案を省く。

c) IAS 第 36 号の適用に関しての追加のガイダンスは提供しない。

公開草案における開示要求

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 公表予定の IFRS 会計基準書「財務諸表における表示及び開示」(公表予定の PFS 基準書)における原則に従って開示を集約又は分解するために企業が使用し得る特性の例を含める。

b) その他の規制収益または規制費用の構成要素、例えば、規制上の合意の境界の変更に起因する規制資産または規制負債の帳簿価額の変動から生じるもの、規制資産および規制負債の再測定から生じるものなどを開示する際に、将来的な PFS 基準の集計および分割の原則を適用することを企業に要求する。

c) 規制資産の回収や規制債務の履行に影響を与えるリスクや不確実性に関するガイダンスを追加しない。公開草案第 82 項の規制資産と規制債務の変動に関する具体的な開示目的案を、公開草案第 79 項の具体的な開示目的と統合する。

d) 規制収益または規制費用の結果ではない、規制資産および規制負債の重要な変動の例を含める。

e) 企業は、規制収益または規制費用の結果ではない、規制資産および規制負債の重要な変動について、定性的な説明を開示するという要件を含める。

f) 公開草案第 78 項の提案を拡張し、その他の包括利益に含まれる規制収益または規制費用の構成要素を個別に開示することを企業に要求する。

新たな情報開示

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 企業は企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有しているかどうかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを要求されるという具体的な開示目的を含める。

b) (a) における具体的な開示目的を達成するため、企業が次のことを開示するという要求を含める。

i. 企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有しているかどうか

ii. 企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有している又は有していないと企業が結論を下した理由

c) 企業の規制資本ベースの金額を企業が開示するという要求は含めない。

d) 未認識の規制資産及び未認識の規制負債の性質を企業が開示するという要求を含める。

e) 規制機関が物価上昇について企業に補償するために使用している（公式の又は実際の）規制上のアプローチを企業が開示するという要求を含める。

f) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている開示以外に、長期履行インセンティブに係る規制資産又は規制負債の測定のために不確実な将来キャッシュ・フローを見積るにあたって使用した仮定を企業が開示するという要求は含めない。

g) 規制資本ベースが自らの有形固定資産と直接的な関係を有していて、借入コストを資産化している企業について、まだ利用可能となっていない資産に係る規制リターンを受け取るかどうかを開示するという要求を含める。

h) 規制資本ベースが自らの有形固定資産と直接的な関係を有していて、借入コストを資産化している企業について、次のことを開示するという要求は含めない。

i. 規制リターンの債務リターンと資本リターンとの間での内訳、及び請求される規制料金にこれらの規制リターンが含まれる時期

ii. それらの規制リターンが、関連する規制資産または規制債務の変動に与える影響

見積った将来キャッシュ・フローの割引

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a)(d)の適用除外の適用を選択した企業に対し、その事実を開示し、適用除外を適用した報告期間の末日における規制資産及び規制負債の帳簿価額を開示することを要求する。

b)(a)で提案された要求事項の適用を免除せず、規制上の合意が回収または履行までの期間を定めていない規制資産または規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りの割引に適用する。

c)(g)に記載されている単一の割引率の計算に関するガイダンスを提供しない。

d)(g)の規制資産または規制負債を測定する企業について、認識と規制料金算定利率の発生が開始する日との間の期間が 12 か月以下となると企業が見込んでいる場合に、当該期間についての将来キャッシュ・フローの見積りを割り引くために(a)に記述した要求案を適用することを免除する。

e)(i) に記述した免除を適用する企業に対して、その旨を開示し、企業が当該免除を適用した規制資産及び規制負債の報告期間の末日現在の帳簿価額を開示することを要求する。

f)(g) に記述した要求案は、金利ベンチマークに応じて決まる規制料金算定利率が付される規制資産又は規制負債には適用されない旨を明確化し、そのような規制資産又は規制負債の測定に関する追加のガイダンスは提供しない。

規制対象企業についての削減した開示

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 公表予定の RRA 基準書について削減した開示を現時点では開発しない。

b) IASB が公表予定の子会社基準書を公表した後に公表することを計画している「キャッチアップ」公開草案において、削減した開示を開発しないという決定について利害関係者の意見を求める質問を含める。

持分法

IASB の暫定的決定の明確化

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用する場合には、IAS 第 28 号「関連会社及び共同

支配企業に対する投資」の第 24 号を子会社の段階的な取得に適用する旨を明確化する。

14 名の IASB メンバーのうち 13 人がこの決定に賛成した。

b) 投資者又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業に対する追加の持分を購入する場合には、条件付対価の取決め及び繰延税金に IASB の暫定的な決定を適用する旨を明確化する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

c) IAS 第 28 号の第 10 項を修正して、「関連会社の純資産に対する投資者の持分の変動」に言及するようにする。

14 名の IASB メンバーのうち 13 人がこの決定に賛成した。

IASB は、本プロジェクトの範囲を維持し、次のような適用上の疑問点を追加しないことを決定した。

a) 親会社は、段階的に取得し個別財務諸表において取得原価で会計処理する子会社に対する投資の取得原価をどのように測定親会社は、持分法を用いて会計処理する投資の取得関連コストをどのように認識するか。

公開草案に向けて－IASB のプロジェクト「開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示」との相互関係

IASB は、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（公表予定の子会社基準書）について、当該基準書を適用する子会社に次の開示を要求するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。

a) 関連会社に対する重要な影響力又は共同支配企業に対する共同支配の取得時において、

i. 投資の取得原価の一部として認識した条件付対価の金額

ii. 条件付対価の取決めの記述

iii. 支払の金額の算定基礎

b) 子会社が条件付対価を回収若しくは決済するまで又は条件付対価が取消し又は消滅となるまでのその後の各報告期間について、

i. 認識した金額の変動（決済時に生じた差額を含む）

ii. 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデル入力値

IASB は、公表予定の子会社基準書について、適格な子会社が以下に対するダウストリーム取引に係る利得又は損失を開示することを要求するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。

a) 関連会社及び共同支配事業

b) 子会社（IAS 第 27 号「個別財務諸表」で認めているように、個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用する場合）

IASB は、公表予定の子会社基準書について、適格な子会社が関連会社及び共同支配企業に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を開示することを要求するように修正する提案をしないことを暫定的に決定した。

経過措置

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a) 投資者又は共同支配投資者が、関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識する要求を遡及適用するという、暫定的な決定を明確化する。投資者又は共同支配投資者は、制限された利得又は負債の残りの部分を認識することによって、提案されている要求を適用する。当該利得又は損失の累積的影響額は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って移行日における利益剰余金の期首残高の修正として認識される。

b) 要求事項の適用開始時に、投資者又は共同支配投資者が、移行日において、関連会社又は共同支配企業に対する投資の回収可能価額を見積っていた場合には、投資者又は共同支配投資者が次のようにすることを提案する。

i. 帳簿価額を当該回収可能価額まで減額する

ii. 減損損失を利益剰余金の期首残高に認識する

c) 1 つ又は複数の期間の比較情報を表示することを選択する（又は法令で要求されている）投資者又は共同支配投資者は、追加的な過去の期間について次のいずれかの比較情報を表示できると提案する。

i. 要求事項案の影響について調整後 — 移行日は、表示する最も古い修正後の比較対象期間の期首となる。

ii. 要求事項案の影響について未調整 — 投資者又は共同支配投資者は、比較情報を未調整のものとして識別し、比較情報は異なる基礎で作成されている旨を開示して当該基礎を説明する。

d) AS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている情報の開示を、当期及び投資者又は共同支配投資者が未調整で表示する追加的な過去の期間については免除することを提案する。

IFRS 第 9 号減損の適用後レビュー

IASB は、以下についての利害関係者の見解の分析について議論した。

a) 予想信用損失 (ECL) の認識に関する一般的なアプローチ (特に、IASB は、グループ内金融商品や購入した資産などの具体的な金融商品に対するこのアプローチの適用に関するフィードバックを検討した。)

b) 信用リスクの著しい増大 (SICR) の判定に関する要求事項

IASB は、ECL の認識に関する一般的なアプローチ及び SICR の判定に関する要求事項に関する事項について、基準設定の行動を取らないことを暫定的に決定した。

IASB は、予想信用損失 (ECL) の測定についての IFRS 第 9 号の主要な要求事項についての利害関係者の見解について議論した。議論の焦点は次のことであった。

a) 将来予測的なシナリオの使用

b) モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイの使用

c) ECL 測定に関するいくつかの適用上の疑問点

IASB は、これらの事項について行動を取らないことを暫定的に決定した。

維持管理及び一貫した適用

超インフレではない企業による超インフレの表示通貨の使用 (IAS 第 21 号) : 開示及び移行要件とその他の事項

IASB は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正案に関して、次のことについて議論した。

a) 開示要件

b) 移行と早期適用

c) 表示通貨が超インフレになったとき、または超インフレでなくなったとき

開示要求事項については、IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

a) 機能通貨が超インフレでない外国事業の業績と財政状態を超インフレの表示通貨に換算する企業は、当該外国事業に関する要約財務情報の開示を求められる。

b) 改正案の範囲内の企業は、その財務諸表 (または外国事業の業績と財政状態) および対応する過年度の数値が、直近の財政状態計算書の日付の終値で換算されていることを開示することが求められる。

c) 表示通貨が超インフレではなくなった要件を満たす子会社は、その旨を開示することを要求される。

移行及び早期適用に関して、IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

a) 既に IFRS 会計基準を適用している企業が修正案を初めて適用する場合、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを要求する。

b) 既に IFRS 会計基準を適用している企業が、本改訂案を初めて適用する場合、IAS 第 8 号第 28 項(f)が要求する情報の開示を免除する。

c) 初めての採用者には移行の緩和措置は提供しない。

d)IFRS 会計基準をすでに適用している企業は、修正案を発効日より早く適用することが認められ、その旨を開示することが求められる。

超インフレになる、または超インフレでなくなる表示通貨について、IASB は暫定的に以下のように提案することを決定した。

a)企業の表示通貨が超インフレになる状況に対処するための識別の要求事項を盛り込まない。

b)企業の表示通貨が超インフレでなくなった場合、前報告期間の末日以降に発生した収益及び費用に、IAS 第 21 号第 39 項(b)を将来に向かって適用することを企業に求める。

IASB は、前報告期間の末日以前に発生した収益及び費用の再変換を企業に要求しないことを暫定的に決定した。

公的説明責任のない子会社（適格子会社）として定義された将来の IFRS 会計基準「公的説明責任のない子会社：開示」において、IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

a)改正案の範囲内の適格子会社は、その財務諸表（または外国事業の業績と財政状態）および対応する過年度の数値が、直近の財政状態計算書の日付の終値で換算されていることを開示することが求められる。

b)表示通貨が超インフレでなくなった適格子会社は、その事実を開示することを要求される。

IASB は、超インフレでない機能通貨を有する外国事業の業績及び財政状態を超インフレの表示通貨に換算する適格子会社に対し、当該外国事業の業績及び財政状態に関する要約財務情報の開示を要求することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要件を遵守し、公開草案の投票プロセスを開始するために十分な協議と分析を行ったことに満足していることを確認した。

金融財の分類および測定の見直し

契約キャッシュ・フローに関する開示要求事項

IASB は、公開草案の第 20B 項から第 20C 項までに提案されている開示要求事項を、次のことを条件として最終化することを暫定的に決定した。

a)基本的な貸出リスクやコストの変動に直接関係しない偶発的な事象に基づき、契約上のキャッシュ・フローの額を変更する可能性のある契約条件に要件を限定する。

b)定量的情報の開示要件を変更し、企業が契約上のキャッシュ・フローに対する調整の可能性の範囲以外の情報を開示することを認める。

発効日と移行要件

IASB は、発効日を 2026 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間とすることを暫定的に決定した。

また、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a)公開草案で提案された移行要件を最終決定すること。

b)契約上のキャッシュ・フローの変動に関する IFRS 第 7 号の開示要求事項のうち、元本と利息の支払いのみに関連する改訂の早期適用を、他の改訂とは別個に認める。

RSM メンバーファームからの最新情報

RSMUS は、USGAAP と IFRS の重要な相違点を示す概要を発表した。この概要はトピックごとに整理されており、実務上頻繁に遭遇する差異に焦点を当てている。

[ここをクリック](#)

RSM オーストラリアは、新しい IFRS 第 18 号とそれが損益計算書をどのように再構築するかについての記事を掲載した。

[IFRS 新基準、損益計算書に影響 | RSM オーストラリア](#)

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact